

氏の変更届(日本人)

氏を変更するときに行う届です。なお、家庭裁判所での手続きを先に行う必要があります。

根拠法令	戸籍法第107条第1項
届出期間	届出をした日から法律上の効力が発生
届出地	氏を変更する者の本籍地または届出人の所在地
届出人	戸籍の筆頭者及びその配偶者
必要書類	<ul style="list-style-type: none">・届書：氏の変更届記入例（日本人）は下記をご覧ください。 ※戸籍全部事項証明書の添付は不要となりました。・氏変更許可の審判書謄本及び確定証明書・印鑑：届出人のもの（押印は任意です。押印する場合はお持ちください。）
その他	「届書に共通する主な留意事項」は必ず確認してください。
関連の届出	入籍届
教示	氏の変更届の不受理処分がされたとき、戸籍法第122条により家庭裁判所に不服申立てができます。

氏の変更届(外国人との婚姻)

外国人と婚姻した日本人配偶者の氏を、その外国人の氏に変更するための届です。

根拠法令	戸籍法第107条第2項
届出期間	婚姻の日から6か月以内
届出地	<ul style="list-style-type: none">・氏を変更する者の本籍地または届出人の所在地・国外の場合は大使館、領事館
届出人	氏を変更する者（外国人と婚姻した人） ※自署した届書をお持ちになるのは、代理人でも可。
必要書類	<ul style="list-style-type: none">・届書：氏の変更届記入例（外国人との婚姻）は下記をご覧ください。 ※戸籍全部事項証明書の添付は不要となりました。・印鑑：届出人のもの（押印は任意です。押印する場合はお持ちください。）
その他	「届書に共通する主な留意事項」は必ず確認してください。

	・提出時期が経過した後に氏を変更する場合は、家庭裁判所の許可が必要です
関連の届出	
教示	氏の変更届の不受理処分がされたとき、戸籍法第122条により家庭裁判所に不服申立てができます。

氏の変更届(外国人との離婚)

外国人と婚姻し氏を変更した人が婚姻を解消した場合に、変更前の氏に戻すための届です。

根拠法令	戸籍法第107条第3項
届出期間	離婚、配偶者の死亡または婚姻の取り消しの日から3か月以内
届出地	・氏を変更する者の本籍地または届出人の所在地 ・国外の場合は大使館、領事館
届出人	氏を変更する者（外国人配偶者と婚姻を解消した人） ※自署した届書をお持ちになるのは、代理人でも可。
必要書類	・届書：氏の変更届記入例（外国人との離婚）は下記をご覧ください。 ※戸籍全部事項証明書の添付は不要となりました。 ・印鑑：届出人のもの（押印は任意です。押印する場合はお持ちください。）
その他	「届書に共通する主な留意事項」は必ず確認してください。 ・提出時期が経過した後に氏を変更する場合は、家庭裁判所の許可が必要です
関連の届出	
教示	氏の変更届の不受理処分がされたとき、戸籍法第122条により家庭裁判所に不服申立てができます。

氏の変更届(外国人父母の氏へ変更)

父または母が外国人で、その外国人である父または母の氏に変更するための届です。

根拠法令	戸籍法第107条第4項
届出期間	届出が受理された日から法律上の効力が発生

届 出 地	氏を変更する者の本籍地または届出人の所在地
届 出 人	氏を変更する者（15歳未満のときは法定代理人） ※自署した届書をお持ちになるのは、代理人でも可。
必 要 書 類	<ul style="list-style-type: none"> ・届書：氏の変更届記入例(外国人父母の氏への氏の変更) は下記をご覧ください。 ・氏変更許可の審判の謄本及び確定証明書 ※戸籍全部事項証明書の添付は不要となりました。 ・印 鑑：届出人のもの（押印は任意です。押印する場合はお持ちください。）
そ の 他	「届書に共通する主な留意事項」は必ず確認してください。
関連の届出	
教 示	氏の変更届の不受理処分がされたとき、戸籍法第122条により家庭裁判所に不服申立てができます。

氏の変更届

(戸籍法107条1項の届)

令和6年3月1日届出

※届出日を記入してください

埼玉県春日部市長 殿

受理 第 号	令和 年 月 日	発送 第 号	令和 年 月 日			
送付 第 号	令和 年 月 日	埼玉県春日部市長 印				
書類調査	戸籍記載	記載調査	附 票	住 民 票	通 知	

本 籍	埼玉県春日部市金崎 839 丁目 (番地) 1 番			
	(変更前の氏名)	(よみかた)	わかさ たろう	
筆頭者の氏名		我謝 太郎		
(よみかた) 氏	変更前	わかさ	変更後	わかさ
		我 謝		若 佐
許可の審判	令和5年12月10日 確定			
おなじ戸籍にある人	(よみかた) 筆頭者	たろう (名) 太郎	(住所…住民登録をしているところ) (方書・マンション名) 埼玉県春日部市中央 6 (丁目) 2 (番地) 番 号	(世帯主の氏名) わかさ たろう 我謝 太郎
	配偶者	はなこ 花子	同 上	同 上
		いちろう 一郎	同 上	同 上
その他	次の人の父母欄の氏を更正してください 同じ戸籍にいる長男 一郎			
届出人 署名押印 (変更前の氏名) 生年月日	筆頭者 我謝 太郎 印 昭和40年3月2日	配偶者 我謝 花子 印 昭和43年10月10日		

記入の注意 筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

※持参するもの 氏変更許可の審判書謄本と確定証明書・印鑑

連絡先	電話 048-736-1111 (自宅)・携帯・勤務先・呼出
-----	-----------------------------------